

信濃国  
松代

## 真田家文書目録（その五） 解題

### 文書の内容と特色

収録史料  
の範囲  
本目録は、既刊の『真田家文書目録（その一）』（史料館所蔵史料目録 第二十八集）、『同（その二）』（同上 第三十七集）、『同（その三）』（同上 第四十集）、『同（その四）』（同上 第四十三集）を受けて、『真田家文書目録（その五）』として同文書の書付型史料の一部を収録したものである（以下、既刊分は『その一』のように略記）。真田家文書の伝来や全体の概要、関連史料の所在などについては『その一』の解題に略述してあり、また各集の収載史料や目録の編成および表記についてはそれぞれに説明を加えているので既刊の各集を参照されたい。また、各集の編成が明確な区分によって史料を分割しているわけではなく、部分的には相互に重複するところがあり、ことに各集の編集担当者が異なるため、同種史料の分散掲載が避けられない事情があるので、利用にあたっては既刊分との併用をお願いするものである。全体で三万点を越すとみられる真田家文書を、平均的な年次計画の枠内で処理するためには、このような分冊形式によって目録化を計らざるを得ないが、一方で未整理の史料を残したまま部分的に公刊するための矛盾は明白であって、回を追うごとにその矛盾が大きくなる感じを否めない。利用には誠に不便をおかけするが、全体を未整理のまま長期に放置しておく不便さを解決する一つの打開策としてご諒承いただきたい。

本集の収録範囲は、冊子型史料の大部分を収録した『その一』の編成項目を参考にしながら、『その二』以下の各集の方針に沿って、『その四』に続けるようにつとめた。即ち、『その一』の大項目『藩政』から『社倉』『普請』『災害』『産物』の四項と、『財政』史料の一部を収めた。『藩政』のうち残りの数項を飛ばしたことに特別の意味はなく、主として量的な配分に基づく便宜の措置である。もともと、『その二』以下に収録した書付型史料を、ほぼ項目にあてはめながら目録化できたのは、『その三』の解題でふれたように、昭和二六年に本文書

を史料館が受け入れてから約四〇五年間に実施した仮整理を前提としている。具体的には、整理用封筒に記入してある仮表題や年代のほか差出人・宛名人や主題項目または内容摘記などを参考に、編成項目にあわせて部類分けをしたのである。但し、この仮整理は部分的に、史料の保存経過の原形を著しく破壊していて、いわば功罪相半ばする性質の仮整理であった。その上、三十年以前に多人数が断続的に従事した整理であるから、必ずしも満足のいく結果でないのは寧ろ当然である。『その二』以下の目録化が仮整理の成果を受けていながら、一方では仮整理の錯誤に制約される側面をもち、同一項目にまとまり易い史料を消化するに従って、仮整理の恩恵が低下し始めてきた。その原因の一つには、三十年以前の内容主題による見方が、史料の作成部局ないしは保管部局を重視する方向への変化も介在しているといえよう。後段で述べると、『その二〜四』の目録編成とやや異なる編成となったのは仮整理の実施が少なからず影響している。

### 目録の記載形式について

#### 一件史料の配列

全般的にいえば当館の所蔵史料目録の記載様式を本集も踏襲しているが、特に真田家文書の既刊目録には個別の史料名称や史料の様式名の付与について、いくつかの新しい方式を説明した点があるので、既刊分の解題を参照して下さるようお願いしたい。以下にこれまで十分に説明していなかった点と、やや変更した点について述べておく。

一つは一件史料の配列順である。『その三』の解題でやや詳しく述べた評議書類のような一件史料の場合に、目録上でどのように配列するかは、史料の理解にも影響する大きな問題である。一般的には、史料が作成された順に並ぶのが理解され易く、成立月日も前後せずすむ。既刊分を含めて、原則としてはこの方法で配列しているが一件史料のなかには、その当時に史料の一つ一つに番号を与えている例がある。冊子型では表紙の右上か右下、書付型では端裏や巻上げ部分に、数字や文字を貼紙または打つけ書きで記してある。これは、真田家文書に特有の事例でなく、広く認められるところであって、このような場合は、その番号や記号に従って目録上に配列するのが、史料の原秩序維持の方針からも妥当であろう。だが、一件史料では枝番号で表示することが多く、整理上の枝番号と原本の番号類との数字が一致しなくなる事例が生じる。丁寧にすれば、原本に付された番号類を目録上にも表記すべきであるが、例えば、“3「二」”または“6「四ノ下」”のよ

うに二種類の番号が錯綜して煩わしくなるため原本の番号類は省略した。このため、成立月日が前後するなど、通常の配列法からみると誤配列のような結果となったが、それは原史料の配列番号によっている場合であることをお断りしておく。但し、将来は原史料の番号類を見易い形で併記していく方法も考慮していきたい。目録上の配列が年代順にならないのは、合綴の史料も同様である。史料の作成時に生じた誤綴や混入は、修正せずに敢えて旧形を墨守するのが史料取扱の基本原則であるため、目録上にもそのまま記載したものである。これについても、史料には加工せずに目録上では年代順に並べ変えることを考えて良いと思うが、年代の不揃いを直ちに誤りか否かと断定するのは慎重でなければならぬ。

### 形態の表示

次に史料の形態表示について、本集ではやや変更を試みた。史料館では所蔵史料目録の創刊以来、冊子型史料を「半（半紙判）」「横長美（美濃横長判）」のような記号による表示を続けてきた。第四十一集では、外観の形状や大小のほかに料紙の用い方や綴じ方をも考慮して、詳細な区分法を試みてもいる。これは史料の形態的差異に関心が向けられるようになったことの反映であって、今後はさらに新しい形態の発見とその体系化が進むことが望ましいと考える。ただ、この表示方法はいずれも冊子型史料に関するものであって、一紙書付型史料においては、時に継紙や折紙の注記を付す程度で、それ以上の形態表示には及ばなかった。ただし絵図面類だけは、タテとヨコの寸法を示すことが当初から行われてきた。本集は収録史料の大半が書付型史料であるということもあって、その形態を表示するために料紙のタテの寸法をミリメートル単位で示すことにした。既に『その二』以降は、収録史料の大部分が書付型史料であって、従来の記載要項の方針によれば形態表示が不要となり、従って一冊の史料目録のすべてに形態に関する記載がない結果となった。この不備を少しでも補正する方法として、今回、タテの寸法を採測して表示することにしたものである。本来ならば、ヨコ——すなわち長さについても示すべきなのであるが、一紙の史料ならばまだしも、長尺の巻紙などを用いた史料では採寸も容易でない事情があり、それだからといって計測の容易な一紙史料だけにヨコの寸法を入れるのでは余りに便宜に過ぎる感じなので、まずタテの寸法のみにとどめたのである。実際に計測を始めてみると、漉き放しのままで裁断していない料紙や、二枚の継紙のそれぞれの寸法が異なるなど、計測の位置や方法によって数値が変動する例があったり、大量の同種史料を合綴してある場合に（本集では三〇八通を一綴にした史料があった）各個の寸法を示すべきか否かの問題も生じ

た。後者について、本集では三通以上の合綴・一括史料は一通の数値だけを示して代表させるのを原則とした。また、表示をミリメートル迄の数値にとどめたが、果してこれが適切であるか、尺貫法の採用を含めて検討を加える必要があると思われる。右のように、本集では大半の史料の形態を数字で表示する結果となったので、本集に若干数収録した冊子型史料についても、そのタテの寸法を表示することとした。これは、従来の表記法を変更するというだけでなく、具体的な数字のなかに記号が混在するのを避ける意味もあった。第四十一集で提起した側面を含めて、形態表示の範囲や表記法について今後さらに改善していくべきであろう。

## 史料の配列と概要

本集に収録した史料は、冒頭に述べたように『その一』の分類項目に準拠しながら、受入時の仮整理による整理用封筒の表記を参考に選択して、新しく整理したものである。その上で、一応の整理を終えたカードを『その一』の項目と比較しながら編成した。以下、目録の配列順に従って各項目ごとに概要および特記事項について略述する。

### 『藩政』

本集は『その四』を引継いで『藩政』の『社倉』から始まる。残存史料も多くなく、特記すべきものは少ない。関連する事項として『困米』史料を末尾に付した。『普請』も特に取上げる程の大事業の史料はない。ここにも関連として「道橋方」の史料を加えた。なお、「川除普請」の史料は『その四』に収録済みである。『災害』では、まず弘化四年四月と嘉永七年一月とに松代地方を襲った「地震」の史料がある。『火事』には天明八年以降、文久二年に至る出火・類焼の史料があって、『その一』の冊子型史料が慶応年間中心であったのに比べて、格段に範囲が拡大している。

『産物』に関する史料は、本集の約三分の一を占める程の量に達する。幕末の国産開発事業に基づく産物会所を中心とする活動を示すものであり、「銀銅山方」を除く各項は産物会所の各分岐をなす役方である。なお、当館所蔵の信濃国松代八田家文書は、産物会所の運営に深く関与した商人の家筋に当り、今回同時に刊行される『八田家文書目録（その三）』には産物会所関係の史料が多量に収録されているので、併せてご利用下さるようお勧めする。産物会所の前身が糸会所であったことにも明らかのように、この地方の養蚕業を背景に出発しているた

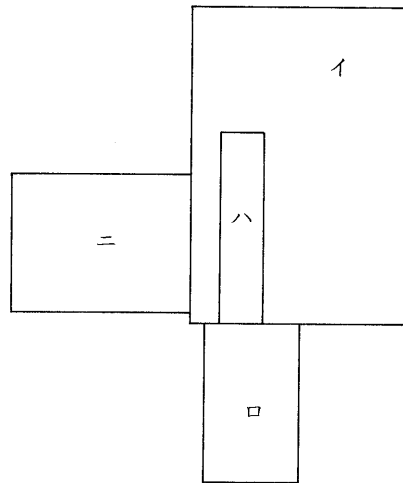
め、「生糸・蚕種」は産物会所の中心となるべき項目である。蚕種については、後掲の『京坂役場』の中でも、特に維新後の借財引当に使われるなど、関連があるので参照されたい。「銀銅山方」は赤柴銅山の試掘・運営に関する史料で、『その一』所収史料とは別趣の内情を伝えるものである。「薬園方」以下の各役については特に指摘するものはない。『産物』の次に『その一』にはない『京坂役場』の項を設けた。ここに配列した史料のほとんどは大坂御用場に関係するものであって、項目名も大坂御用場とした方が明確であるが、幕末終期に京都在住役人と共同して財用を担当している史料などには京都と大坂とを区別しにくいものがあるので、一体として扱うことにしたものである。また、『その一』では藩債処分と関連させて『財政』の末尾に配しているが、前述のごとく、生糸・蚕種を仲介とする活動もあり、しかも純然と「産物」だけで運用されている訳でもないので、この位置に新しく項目を設けたのである。内容は炭屋彦五郎を中心とする用達商人との借財とその返済に関する史料である。

### 『財政』

『その一』以来、しばしば指摘してきたところであるが、真田家文書の一大特色は財政関係の史料が豊富であり、しかも後年に集計したり整理された史料でなく、極めて日常的な零細な史料が多量に残存している点が他に例を見ない特徴である。ここに始めて『財政』の項目を設けたが、『その二』以降の各集にも藩の経済や収支勘定に関する史料が多量に含まれていることは、目録を一瞥すれば明らかである。従って、書付型史料を全部整理した後に改めて目録を編成すれば、真田家文書の書付型史料の約半数は『財政』史料として扱われることになるはずである。しかし、全史料の整理を完了したとしても、冊子型史料と同じように各作成部局に配列編成するのは、かなり困難であると推測される。それは、一通の書付型史料の場合は作成または保管部局の確定が、冊子型史料に比して極めてむずかしいことによる。加えて、『その三』で述べたように保存原形が残っていないという不利な条件がある。本集の『財政』で、各役方に配列した史料も、厳密に適用できるかは多少の疑問が残る。従って、各役方以外に内容事項に応じて『御蔵粉米』『拝借・貸付』『献上』『借入・用達』の項を設けて配列した。同一系統の史料が分散しないように留意したつもりであるが、利用者はこの点に注意して全体を通覧して下さるようをお願いしたい。『御蔵粉米』には、主として粉方掛と御蔵奉行とに関係ある史料を集めた。「粉米請拂積」は、御蔵粉および玄米の在庫・予想収納高と支出高とを見積ったものである。「穀類相場」は、金切米などの換算用に毎月の市中相場を城下の穀問屋から書上げさせ、

前月の価格と一定率以上の変動が生じた場合には基準値段を改訂した際の書類である。口絵④(下図参照)は、改訂の際の書類の保存形態を示すもので、御収納掛りが平均相場書(イ)に宿紙の下ゲ札(ロ)によって伺書を提出したものに担当家老の附札(ハ)を付して決裁されたものであるが、さらに附札を指示した家老差図書(ニ)を貼付してある。イの相場書には証拠書類として添えた穀問屋の書上を下に重ねてあるから、かなり複雑な形になっている。値段を改訂する必要のない時は、町相場を報告するだけであるが、改訂を伺出た時の多くが同じような形で残っていることから考えると、当時において一連の書類を貼り合せておく形式が、少なくとも相場伺の書類には定着していたものとみえる。なお、価格調査は四月〜十一月に実施し、十二月から翌年三月までは改訂しない慣例であった。「買米」には数次にわたる他領からの買入米関連史料があるが、価格や現物の輸送などが予想外に支障となつて中途でそのまま拂米にせざるを得ない事例も見受けられる。

なお、整理中に既刊各集に追加すべき史料が出た時は最終巻に補遺として一括収録することを原則としているが、今回はその一部を末尾に補遺として付載した。この分については、最終巻に再録して利用の便宜を計る予定である。



。本目録の作成は原島陽一が担当した。なお、巻尾に本集に頻繁に登場する家臣の略歴表を付載して利用の便を計った。

弘化 4未. 6.11	御納戸役
嘉永元申. 5.11	元方御金奉行
明治 2巳.11.16	司金
同 3午. 8.18	兵政庶務掌
同 4未. 5.15	閉門、6月20日差免
同 年 . 9. 4	学校庶務軍事庶務兼勤
<b>水野清右衛門</b> 御切米 5斗入40俵 玄米 1人	
弘化 3午. 9.朔	跡式、御勘定役
慶応元丑. 7.13	一代給人格
明治 2巳.10. 5	計政一等算計司
同 3午.閏10.11	士族
同 4未. 8.19	免職、少属補助会計方
<b>綿貫 泰蔵〔叔蔵〕</b> 高120石	
弘化 4未. 6.18	父依願御番入
嘉永元申. 8. 8	御目付
同 2酉. 6.10	御納戸役
同 4亥.12.20	家督
安政 6未. 3.朔	元方御金奉行
万延 2酉. 2.朔	慎
同 年 . 4.11	御免
文久 2戌.12.11	御役替御吟味役
明治 2巳.11.16	勤仕並
同 3午.閏10.11	右被免

天保 5午.12. 8 御目付役  
 同 7申. 8.15 御吟味役  
 同 年 .12.25 御普請奉行  
 同 12丑. 7.23 御案詞奉行御側御納戸兼帯  
 同 13寅. 4.16 御勘定吟味役御案詞奉行兼帯  
 同 14卯.閏9.10 御案詞奉行兼帯御免  
 嘉永 4亥. 5. 7 足輕奉行御作事奉行兼帯  
 同 6丑. 6.21 足輕奉行御作事奉行兼帯御免  
 同 6丑. 8.18 郡奉行御勝手元兼帯御収納方  
 懸り宗門改  
 同 年 .10. 2 御物頭兼帯  
 同 7寅.11.15 御物頭兼帯御免  
 安政 5午. 3.朔 町奉行兼帯  
 同 6未.12.19 町奉行兼帯御免  
 万延元申. 5.28 御役替御預所郡奉行  
 慶応元丑.11.28 御役替二之丸御留守居

**高野覚之進〔鶴藏〕** 御切米納粉25俵  
 玄米4人御扶持  
 一代1人役料1人  
 文政 8酉.10. 6 跡式、跡役共  
 安政 2卯.12.25 一代給人格  
 同 5午.12.18 一生給人御小袖一被下  
 万延元申. 5.23 不応思召之義有之退役

**柘植嘉兵衛** 高190石 御役料25石  
 文政 7申. 7.21 家督  
 同 年 . 8.21 大殿様御小姓  
 同 10亥.閏6.19 御同方様御近習御小姓兼  
 同 11子.10. 2 御番入  
 同 12丑. 5. 9 御近習役  
 天保 6未.正.15 御膳番御刀番兼帯  
 同 7申. 8.15 御徒士頭兼帯  
 同 12丑. 6.22 御供頭  
 同 年 .11.17 御普請奉行  
 同 14卯.11.21 御役料10石  
 弘化 2巳. 3.13 道橋奉行  
 文久 2戌.正.26 御役替御勘定吟味役  
 元治元子. 3.23 返上被仰出 (欄外朱書)

**堤 常之丞〔千治郎〕** 御役料玄米2人  
 弘化 3午.12.朔 初而之御目見申上  
 安政 5午.11.28 父依願御番入  
 文久 2戌.12.18 弘方御金奉行  
 文久 3亥. 5.25 京都御守衛方兼帯  
 元治元子. 5.15 御守衛方御免

**中嶋 渡浪** 御切米金5両  
 中1人下2人玄米3人御扶持  
 文政 7申. 9. 6 家督  
 同 11子. 5.22 役夫調役  
 同 年 .11. 8 御蔵奉行

天保15辰. 7. 9 御代官  
 元治元子.12.25 御奥元兼役  
 慶応 4辰. 3. 2 御役替大御前様御守役

**西村 源藏〔峯治〕** 御切米金4両  
 中3人玄2人御扶持  
 御役料玄2人粉8俵

天保 5午.12. 8 依父願御番入  
 同 9戌. 7.12 若御前様御奥支配  
 同 11子. 7. 2 家督  
 同 年 . 8. 4 水道役  
 同 12丑. 4.25 弘方御金奉行  
 同 14卯. 2.16 御役替若御前様御奥支配  
 同 15辰. 2. 6 弘方御金奉行江帰役  
 文久 2戌. 9.14 願之通御役御免  
 同 年 .10.13 隠居

**前島友之進〔有年〕** 高100石  
 天保10亥. 5.18 父依願御番入  
 同 年 . 6. 7 御役場方御番士  
 同 年 . 9.20 家督  
 同 13寅. 3.15 公用方御取次  
 同 年 . 5.13 繁司義友之進と改名  
 同 14卯. 5.29 定火消役兼帯  
 同 15辰. 5.28 御役替定火消  
 弘化 5申.正.11 御目付  
 嘉永 4亥.11. 8 町奉行  
 同 6丑. 8.18 御預所郡奉行  
 同 7寅. 3.15 御取次御使役兼帯  
 慶応 2寅. 2.25 御預所郡奉行  
 同 3卯.正.23 足輕奉行兼帯  
 明治元辰.10. 2 公議人  
 同 年 .12.10 御役替御預所郡奉行江帰役、西  
 京ニ而  
 同 2巳.11.10 改名  
 同 年 .11.16 計監  
 同 4未. 6. 9 謹慎、同24日差免  
 同 4未. 8.19 免職、大属監督

**水井 忠藏** 御切米納50俵 玄米9人  
 御役料2人  
 文化12亥. 2.18 御勘定格、郡方物書5  
 文政 2卯. 6.28 御勘定格  
 天保 5午.正.11 一代給人格  
 同 14卯. 2.朔 御勘定所元兼  
 嘉永元申.12.28 給人  
 同 7寅.10. 9 越石御代官御勘定所元兼役兼帯

**水井 市治** 御切米5斗入粉30俵  
 玄米7人御扶持  
 天保13寅. 4.15 父依願御番人  
 弘化 3午.10. 4 家督



嘉永 4亥. 5.11 御家老職  
 同 6丑.□. 5 兵学御指南御頼  
 同 年 .11.25 御家老御免  
 嘉永 7寅.正.19 御家老職  
 同 7寅.□.25 御家老退職  
 安政 5午.11.22 隠居被仰付  
 同 年 .12.23 再勤  
 万延元申.正.26 親類御預  
 同 年 .□.18 親類御預御免急度慎  
 文久 3亥. 3.19 蟄居御免  
 同 年 . .□ 学校并御軍制之義存念無遠慮可  
 (虫)  
 同 年 .5. 3 申□御内意  
 (虫)  
 被召出御家老□三拾人御役料  
 (虫) (虫)  
 百石□学校懸□鎌原□次郎  
 (虫)  
 幼□後見  
 (虫) (虫)  
 慶応 2寅.□.□ 於江府□懸  
 同 年 . 2.27 御勝手懸御訴訟之処御差留  
 同 4辰. 3.27 御預所懸

**草間 一路** 高135石  
 天保13寅.11.25 父依願御番入  
 同 年 .12.15 若殿様御近習役  
 同 15辰. 5. 2 御番入  
 同 年 . 5.17 若殿様御近習役  
 嘉永 5子. 5. 8 若殿様御側御納戸  
 同 6丑. 8.18 御勘定吟味  
 安政 5午. 5.18 家督  
 万延 2酉. 2.18 御代替郡奉行御勝手元ノ兼帯  
 慶応元丑. 6.25 産物懸り  
 同 3卯.正.23 足輕奉行兼帯  
 明治元辰.12. 8 社寺奉行助公事方懸助被仰付之  
 同 2巳.10. 5 権少参事、神社郡政副主事専勤  
 同 年 .12.27 町川田村犯罪人一条ニ付慎  
 同 3午.正.17 慎御免  
 同 4未. 4.25 謹慎、5月15日御免  
 同 年 . 5.15 免職  
 同 年 . 8.19 少参事職事懸

**駒村佐十郎** 納15俵 粉2人  
 弘化 4未. 9.10 跡式  
 同 5申.正.28 御用部屋小僧役  
 嘉永 7. 正.11 御勝手方認物助  
 安政 2卯. 6. 2 一番表組御徒士江番入  
 同 年 . 6. 5 御用部屋書役見習小僧役兼  
 同 3辰. 3. 5 御勘定吟味方留役  
 同 5午. 2.20 御勘定吟味方改役兼帯  
 明治 2巳.10. 8 計政二等算計司

同 3午.閏10.11 士族  
 同 4未. 8.19 免職、権少属出納方

**佐藤為之進〔安喜・美与喜〕** 高150石  
 同心拾人  
 天保11子. 9.26 父依願御番入  
 同 年 .10. 9 御納戸役  
 同 15辰. 6. 3 家督  
 同 年 . 8.18 御吟味役  
 嘉永 5子. 9.朔 足輕奉行御作事奉行兼帯  
 同 7寅. 4.25 下屋敷地被下  
 安政 2卯. 4.25 御吟味役江帰役  
 同 3辰.正.29 思召被為在、御普請奉行江帰役  
 同 5午. 2.17 御代替御宮奉行  
 万延 2酉. 2.18 御代替御勘定吟味  
 慶応元丑.12.23 改名  
 同 2寅.正.11 御代替郡奉行御勝手元ノ兼帯  
 明治 2巳. 9.朔 改名  
 同 年 .10. 5 権少参事市政副主事  
 同 年 .12. 5 同心返上

**坂本常之丞〔常左衛門〕** 御切米5斗入20俵  
 玄米3人御扶持  
 役料玄1人  
 弘化 2巳.12.21 御勘定吟味方留役見習  
 安政 3辰. 3. 5 家督、御勘定吟味方留役  
 同 5午. 2.20 御勘定吟味方改役兼帯  
 元治 2丑. 7. 8 一代給人格  
 慶応元丑. 8.13 産物会所懸り  
 同 4辰. 3.12 大病之趣ニ付以御情慎御免  
 同 年 . 3.14 死去

**酒井 市治** 納50俵 上2人玄3人  
 天保14卯.12.21 御勘定役見習  
 弘化 3午.10.15 役成之御礼  
 文久元酉. 8.12 御勘定役并一代給人格  
 慶応 4辰. 2.23 新規亡父采助御宛行并引上候屋敷地共被下置跡目被成下御立  
 明治 2巳.10. 5 計政一等算計司  
 同 3午.閏10.11 士族  
 同 4未. 8.20 謹慎ニ不及  
 同 4未. 8.23 取調中会計懸出仕

**関田 庄助〔恭蔵〕** 役料玄米1人 別段玄1人  
 嘉永 6丑.12.28 御勘定役見習  
 明治 2巳. 9.28 改名

**高田 幾太** 高135石 御役料30石  
 文政 8酉. 3.13 被召出御小姓役  
 同 9戌. 8.22 家督  
 同 11子.12.21 御近習役御小姓役兼

真田家家臣略歴表

〔凡例〕

- この略歴表は、本目録に類出する家臣について『真田家家中明細書』(史料館叢書8)から抜粋して作成した。
- 人名の配列は五十音順に従った。
- 人名の見出しは、本目録に登場する名前を採用し別名を〔 〕内に補った。各人の履歴事項も本目録を利用する範囲にとどめた。

**池田富之進** 御切米納20俵 玄6人御扶持  
 添高拾石  
 弘化 4未.12.21 御勘定役見習  
 嘉永 2酉.12.25 祖父良右衛門給人被仰付候付  
 御勘定役見習御免  
 同 4亥. 4.25 祖父依願御番入  
 同 7閏. 7. 9 初而之御目見申上  
 安政 2卯. 2.16 家督  
 同 5午.11.28 弘方御金奉行  
 文久 3亥.11.28 遠慮、12月19日御免  
 明治 2巳.11.16 司金  
 同 4未. 5.15 閉門、6月20日御免  
 同 年 . 8.19 免職

**岡嶋 荘蔵** 高220石 同心15人  
 享和 3亥. 5.15 被召出大殿様天真侯御小姓  
 文化14丑.11. 2 御武具奉行  
 文政元寅.11.朔 御目付  
 同 2卯. 6. 2 大殿様大暁侯御膳番御刀番兼  
 同 4巳.正. 6 郡奉行  
 同 8酉.正.21 御勝手元ノ兼帯  
 同 8酉. 5.14 家督  
 同 12丑. 8.24 鬼無里開発懸両川御普請懸共御免  
 天保14卯. 3.21 御収納方掛り  
 弘化 3午. 8.20 公事方助、9月22日同掛り寺社奉行助  
 嘉永 4亥.11. 8 御側頭取  
 同 5子. 5. 8 若殿様御側頭取  
 同 年 . 8. 2 寺社奉行郡奉行御側頭取御勝手元ノ兼帯  
 同 6丑. 8. 4 死去

**恩田 頼母** (高1100石) 玄米10人  
 文政 2卯. 6.25 御家老職見習被仰付、御宛行頂戴  
 同 3辰. 8.28 御家老職  
 同 6未.12.18 依願御家老職御免、御礼席御番頭上席御宛行返上  
 同 7申. 7.25 御城代被仰付、御宛行頂戴

同 年 .12. 9 依内願御役御免  
 文政12丑. 9.25 御城代帰役  
 同 13寅.正.11 御家老職  
 天保12丑.正.21 御勝手掛  
 同 15辰. 7. 9 家督  
 同 年 . 8.25 御預所掛  
 嘉永 4亥.10.19 御家老職御免  
 同 6丑.12.朔 御家老帰職、御勝手懸  
 安政 2卯.11.17 近年多病相成気分衰候ニ付御家老職御訴訟之處、深御恕察自今勤方御減略、最暫之内御勝手懸共押而相勤候様  
 同 6未. 2.16 西条野山式万坪御預  
 同 6未. 7.12 御預所懸り  
 同 6未. 8.11 勤方御減略月番御免  
 同 7申. 2. 2 従来虚弱病多ニ付度々御訴訟申立候趣達御聴、無余岐事思召乍御不本意内願之通御家老職御赦免被成下候得共、年来相勤候付御家老申談有之節ハ存念無遠慮可申述旨、席御家老之次年頭御礼御居間書式等は迄之通、詰所御城代詰所勤方差立隠居並之通

**片岡 弘人** 高100石 初15俵  
 弘化 2巳.10.15 初而之御目見申上  
 嘉永 4亥. 2.29 家督被仰付  
 同 年 . 4. 7 御番入  
 安政 6未. 3.15 元方御金奉行  
 文久 3亥. 5.25 京都御守衛方兼帯  
 同 年 .10.19 御余慶方懸  
 元治元子. 5.15 御吟味役  
 同 2丑. 3.11 御普請奉行  
 慶応元丑.12.10 御役替御吟味役へ帰役

**片桐重之助**〔十之助〕 5斗入25俵 玄米3人  
 役料玄2人  
 文政 8酉. 5.24 御勘定見習  
 天保 5午.12.25 本役  
 弘化 4未.12.25 一代給人格 御勘定役  
 嘉永 6丑. 3. 5 家督、是迄之役料老人御扶持返上  
 安政 5午.12.18 一生給人、役料老人御増  
 万延元申. 5.23 不応思召義有之退役

**鎌原伊野右衛門** (高1000石)  
 御役料御蔵前100石  
 玄米10人御扶持  
 天保 9戌.10.15 初而之御目見  
 同 年 .12. 4 御一字拝領貫唯と相改  
 弘化 4□.正.12 家督  
 同 年 . 8. 4 伸佑儀伊野右衛門と改名被仰付

史料館所蔵史料目録 第五十一集  
信濃国松代真田家文書目録(その五)

平成二年三月二十日 印刷発行

編集兼 国文学研究資料館

発行者 史料館

〒142 東京都品川区豊町一丁目十六番十号  
電話 〇三―七八五―七二三一(代)

印刷所 睦美マイクロ株式会社

〒135 東京都江東区木場六丁目十二番五号

(本文用紙は中性紙を使用)